TOHO Co.,ltd.
最終更新日：2015年4月16日
株式会社トーホー
上野　裕一
問合せ先：CSR推進部(代表TEL：078－845－2400)
証券コード：8142
http://www.to-ho.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

長期継続的に企業価値を向上させていくためには、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営における透明性・効率性の向上を果たすとともに、経営目標達成に向けた経営監視の強化が極めて重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた様々な取組みを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社待鳥商事	4,450,000	8.15
トーホー社員持株会	3,656,532	6.70
国分株式会社	2,757,100	5.05
第一生命保険株式会社	2,200,000	4.03
有限会社藤崎興産	1,500,000	2.75
株式会社西日本シティ銀行	1,323,000	2.42
日本生命保険相互会社	940,800	1.72
前田玲子	906,000	1.66
株式会社福岡銀行	810,600	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	750,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	1 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　繁正	他の会社の出身者					△						
前中　潔	他の会社の出身者								△			
泉　博二	他の会社の出身者											
大森　伸一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　繁正	○	株式会社さくらケーシーエス特別顧問 阪神内燃工業株式会社監査役	＜社外取締役としての選任理由＞ 金融業界並びに事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等を活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行を退職後11年が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社の定める社外役員の「独立性に関する基準」を満たし、かつ取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないた

			め、独立役員として指定しております。
前中　潔	○	株式会社DACS嘱託	＜社外取締役としての選任理由＞ 金融業界並びに事業会社おける経営者としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の取引銀行である株式会社りそな銀行の出身者ですが、当社のメインや準メインクラスの銀行ではなく、その他の調達行であり、当社の意思決定において重要な影響を受けることはないと判断しております。また、当社の定める社外役員の「独立性に関する基準」を満たし、かつ取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
泉　博二	○	神鋼ケアライフ株式会社顧問	＜社外取締役としての選任理由＞ 事業会社における経営者として豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の定める社外役員の「独立性に関する基準」を満たし、かつ取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
大森　伸一	○	神戸都市振興サービス株式会社常勤監査役	＜社外取締役としての選任理由＞ 行政並びに公益事業に精通されており、その多様な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の定める社外役員の「独立性に関する基準」を満たし、かつ取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は委員会設置会社ではありませんが、取締役会の諮問機関として上記の役員で構成する指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しており、取締役及び監査役等の指名・報酬について客観的かつ公正な観点で審議し、取締役会へ答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、社長直轄の監査室（8名）が、法令及び社内規程の遵守状況、内部統制システムや事業活動全般の妥当性・効率性等について内部

監査を実施しており、監査役は、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役等に対する業務報告の要求、会計監査人監査の立会等の方法により会計監査及び取締役等の業務執行について適法性の監査を実施しております。また、監査室、監査役および会計監査人は、適宜監査についての情報交換を行うことにより連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野邊　義郎	公認会計士													
内海　陽子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野邊　義郎	○	野邊義郎公認会計士・税理士事務所代表 株式会社クロノス監査役 東陽監査法人代表社員	＜社外監査役としての選任理由＞ 公認会計士として財務及び会計に精通されており、その高い見識と豊富な経験を活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の定める社外役員の「独立性に関する基準」を満たし、かつ取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
内海　陽子	○	―――	＜社外監査役としての選任理由＞ 弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の定める社外役員の「独立性に関する基準」を満たし、かつ取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬は、役員毎に定められた基本報酬テーブルに基づき支給しております。その他社外取締役4名及び社外監査役2名については、予め定められた固定報酬のみで構成されています。なお、平成23年2月に報酬等について透明性の向上を図る目的として、構成人員は社外取締役を半数以上とし、委員長を社外取締役とした報酬諮問委員会を設置し、報酬等の体系及び評価並びに水準について客観的かつ公正な観点から審議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

◎役員報酬の内容〔当期（平成27年１月期）支払額〕
取締役： 92百万円
監査役： 14百万円
社外役員： 34百万円
合計： 140百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

◎社外取締役のサポート体制
取締役会の開催にあたり、重要案件については、事前に経営戦略会議、ガバナンス委員会等の重要な会議にて、内容説明を行っております。これら各会の開催にあたっては担当部署が窓口となり、社外取締役との連絡・情報提供等を随時行う体制をとっております。
◎社外監査役のサポート体制
監査室の使用人2名が監査役の職務を補助しております。
取締役会の前に開催される監査役会において、取締役会の重要案件及び経営戦略会議の結果等について担当部署の責任者又は常勤監査役が説明を行っております。
つぎに、常勤監査役及び会計監査役人並びに監査室の監査結果等についても、監査役会において重要事項を常勤監査役又は監査室から報告しております。また、常勤監査役や監査室を通じ社外監査役との連絡・情報提供を随時行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・当社は、監査役会設置会社制度を採用しており、取締役8名（男性：8名、女性：0名）のうち社外取締役を4名、監査役3名（男性：2名、女性：1名）のうち社外監査役を2名選任しております。
・〈取締役会〉
取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
・〈監査役会〉
監査役会は、3名で構成され、うち2名が社外監査役（うち1名は公認会計士、1名は弁護士）であります。監査役会は毎月1回開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、内部監査担当部門及び会計監査人と連携して監査役監査を行っております。また、取締役会及びその他重要な会議へも出席し、経営状況の監査・監督を行っております。
・〈ガバナンス委員会〉
ガバナンス委員会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、当社グループの継続的な成長を達成するための経営課題を継続的に協議、検討し、取締役会へ答申しております。

・〈指名諮問委員会・報酬諮問委員会〉
当社では、取締役会の諮問機関として、委員会設置会社の利点を取り入れた、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。両委員会は、各々取締役3名で構成されており、各委員会のうち2名が社外取締役となっております。指名諮問委員会では、企業価値の向上、業務執行の監督機能を有効に機能させるため、取締役、監査役及び主要子会社の代表取締役としてふさわしい候補者を選考し、取締役会及び監査役会に推薦しております。報酬諮問委員会では、役員報酬の透明性・アカウンタビリティ・客観性を確保して、役員報酬の決定方針や報酬水準の妥当性などを検討し取締役会へ答申するとともに、その運用のモニタリングを行っております。
・〈経営戦略会議〉
経営戦略会議は、当社社長以下取締役、常勤監査役、主要子会社の社長で構成され、定期的に開催しております。当会議では、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて審議しております。
・〈会計監査〉
当社は、神明監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査及び内部統制監査を実施しております。
第62期（平成26年２月１日から平成27年１月31日）において業務を執行した公認会計士は、角橋　実氏、重藤　紘一氏、延崎　弘志氏であり、監査業務に係る補助者は公認会計士６名であります。監査公認会計士等に対する報酬の内容は、当社グループに関わる監査業務32百万円であります。
・〈内部監査及び監査役監査〉
社長直轄の監査室（８名）が、法令及び社内規程の遵守状況、内部統制システムや事業活動全般の妥当性・効率性について内部監査を実施しており、監査役は、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役等に対する業務報告の要求、会計監査人監査の立会等の方法により、会計監査及び取締役等の業務執行について適法性の監査を実施しております。また、監査室、監査役及び会計監査人は、適宜、監査についての情報交換を行うことにより連携を図っております。
・当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性の向上と経営監督機能の有効性を高めるため、社外取締役及び社外監査役を中心としたコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送時期：平成27年3月27日、中18日前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催：平成27年4月15日に開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、年度決算公表時に東京と大阪で開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	第2四半期、年度決算説明資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ戦略部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理行動規範」において、社員、お客様、社会、取引先、株主等との関係について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「食を通して社会に貢献する」「健康で潤いのある食文化に貢献する」という経営理念に基づき、地域社会への貢献活動に継続して取組んでおります。また、「食を通した社会貢献」の一環として、食の大切さを伝える「食育・食農活動」を展開しております。環境保全活動は当社の重要なCSR活動の一つであります。グループ全体を対象とした環境方針を制定し、環境保全活動を推進しております。年間の環境目標を毎年定め、環境負荷の低減のために取組み、その活動内容については「CSRレポート」やホームページ等を通じて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「倫理行動規範」において、株主をはじめとする利害関係者への開かれた広報活動を行うことや企業情報の適時適切な開示等について定めております。
その他	外食産業向けの食品卸売事業ならびに食品スーパー事業を主力とする当社グループにおいて、女性の戦力は非常に重要と認識しており、指導的地位の女性を育成すべく、「トーホー・ポジティブ・アクション（TPA）推進プロジェクト2」を立ち上げ、以下の施策に取組んでおります。 1. 職域拡大 2. 育成・登用 3. 意識改革 職域拡大については、平成26年4月より、総合職及び一般職区分を廃止し、社員であれば誰もが仕事の幅を拡げ、更なるステップアップを目指せるような体系となりました。 また、仕事と家庭の両立支援として、育児に関する制度（育児休業、時差出勤、短時間勤務、看護休暇）、介護に関する制度（介護休業、介護休暇、時差出勤、短時間勤務）などを整備しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(イ) 業務運営の基本方針
当社グループでは、以下の経営憲章を経営のよりどころとしております。
経営憲章
この憲章は、株式会社トーホー及びグループ会社の永遠の繁栄のために定めたものである。経営にあたる者は、この憲章の趣旨を充分に理解したうえで「企業は天下の公器なり」の考え方のもとに、実行に努めなければならない。
・企業は人である。それぞれの人格を重んじ、出身閥・学閥・門閥などに囚われることなく人材を広く社内外に求め、実力主義に基づいて、適材を適所に配置すること。
・誠実と信用を旨とし、お客様第一に心がけ、いやしくも目先の小利や投機などに走ってはならない。
・視野を広く国の内外に向け、常に時代先取りの経営を進めること。
・事を決するには、まず衆知を集め、社内外の意見を求め、わが社の発展を前提とすること。
・目的を同じくする同志として、融和と結束を常に心がけ、何事にも総力を挙げて事にあたること。
・勤勉質素を旨とし、清廉潔白に身を保ち、社会に感謝し、奉仕の精神を忘れないこと。
・公私の別を明らかにし、責任体制を明確にし、常に信賞必罰で臨むこと。
・実績を示す数字は真実の鏡である。仮にも事実を粉飾することなどがあってはならない。
・利益の配分については、まず資本の充実をはかり、株主及び従業員の優遇を心掛け、公平かつ公明に分配すること。
・在職中は勿論のこと、退職後も会社の機密など漏洩してはならない。
(ロ) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループは、企業倫理及び法令遵守の精神を周知徹底させる目的で組織された倫理委員会を設置する。
・当社グループは、食品に関する法令遵守、社内安全衛生体制の強化を大前提とし、現場を主眼にリスクを顕在化し、PDCAサイクルをまわしていくことで継続的な品質保証体制を確立するために品質保証委員会を設置する。また、消費者及び取引先に提供する食品の安全を確保するため、「食品安全衛生管理規程」を制定する。
・当社グループは、交通安全の推進や法令遵守の強化を図るため、交通規則並びに車両の適正な管理や運転技術の指導教育及び周知徹底を行うため交通安全推進委員会を設置する。
・当社グループは、個人情報保護法対応とそれに係るコンプライアンス・プログラムの計画実施・教育・モニタリング及び、情報セキュリティ対策等を行うため個人情報管理委員会を設置する。
・当社グループは、「環境マニュアル」に基づき、マネジメントレビュー、目的・目標の達成報告、法規制遵守の確認、アクションプランの報告、教育の進捗確認、非定例コミュニケーションの報告、内部監査結果の確認を定期的に行うため環境マネジメント委員会を設置する。
・当社グループのすべての役員及び従業員は、共通の理念である「toho group way」とコンプライアンスの基本原則である「倫理行動規範」を通じてその精神を理解し、一層公正・透明で風通しの良い企業風土の構築に努める。
・反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶する。当社グループは、不当要求等に対して毅然と対応するとともに、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力の関係を遮断する体制の整備に努める。
・当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
・当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的に実施する内部監査を通
じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適法・適正かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適法・適正であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長に報告する。
(ハ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内諸規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内諸規程に基づき、定められた期間保存する。
(ニ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループは、リスク管理のための全社横断的な委員会組織として、内部統制マネジメント委員会を設置する。また、有事には社長を対策本部長とする緊急対策本部を設け、危機管理にあたる。
・通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、最適な管理体制を整備する。
(ホ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。経営計画達成のため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
・当社は、社長以下取締役、常勤監査役、主要子会社の社長をメンバーとする経営戦略会議を設け、定期的に開催し、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて、充分に審議する。取締役会の決議を要する重要事項については、毎月1回開催する定例の取締役会及び臨時取締役会にて決定し、併せて取締役の業務執行状況の監督等を行う。
(ヘ) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、持株会社として、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ戦略部を設置し、適切な経営管理を行う。
・当社は、グループ会社との各種連絡・協議を行うため、適宜、関係会社個別検討会を開催し、当社の取締役、監査役及びグループ会社の取締役が必要に応じてその会議に参加することにより、経営の効率化を確保する。
・当社及びグループ会社に対しては当社の監査室が定期的に監査を実施するとともに、当社及びグループ会社の監査役が監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
(ト) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使
用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・当社監査室の使用人が監査役の職務を補助する。当該使用人の任命、解任、評価、人事異動については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
(チ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役は、法令に従い、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき又は不正事故等が発生したときは直ちに監査役に報告する。
・常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することとする。
・上記にかかわらず、監査役が、必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。
(リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査室は、内部監査の計画及び結果の報告を、監査役に対して、定期的及び必要に応じて臨時に行って相互の連携を図ることとする。
・常勤監査役は、当社の会計監査人である神明監査法人の会計監査に積極的に立合うことにより連携を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、役員、従業員が法令・定款・社内ルールを順守し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、その取引は断固拒絶することを基本方針としております。
当社グループでは、反社会的勢力の不当な介入の排除について「反社会的勢力排除規程」を整備し、万が一、反社会的勢力による不当要求等があった場合には、顧問弁護士、警察等と連携して対応する体制を取っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時情報開示体制の概要
　当社は、経営方針のひとつに「コンプライアンスと適時情報開示」を掲げ、株主及び投資家の皆様へ会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めております。また、「内部者取引の規則及び内部情報の管理に関する規則」を定め、内部情報の管理に努めております。
　当社及び当社グループでは、株主及び投資家の皆様の投資判断に重要な影響を与える決定事項及び発生事項、決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づき情報開示を行なっております。また、適時開示規則等に該当しない情報についても株主及び投資家の皆様にとって当社及び当社グループをご理解いただくために重要と判断される情報については積極的な情報開示に努めております。

会社情報の適時開示に係る社内体制
　当社では、グループ戦略部担当取締役を情報取扱責任者として、会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めております。
1)グループ戦略部は各種会議への参加、関係部署(子会社を含む)からの報告・相談等により、当社及び当社グループの会社情報を集約、一元管理しております。
また、適時開示業務の主管部署として、情報開示・管理に対するグループ内の周知・啓発活動及び開示業務の実務を担当します。
2)情報取扱責任者は当社及び子会社で決定・発生した会社情報について、適時開示規則等に該当するかの判断を行ないます。
また、適時開示規則等に該当しない場合についても投資判断に重要な影響を与えると考えられる会社情報については開示の要否を判断します。開示すると判断した場合には、関係部署に対し、開示様式及び情報の管理を指導します。
　証券取引所への情報開示については開示資料の内容を確認し、取締役会の決議を要するものは決議後、それ以外のものは代表取締役社長への報告後、速やかに証券取引所が定める方法にて手続を行ないます。また証券取引所の連絡窓口として開示内容の説明を行ないます。

※適時開示に係る社内体制の概要図は末尾をご覧下さい。

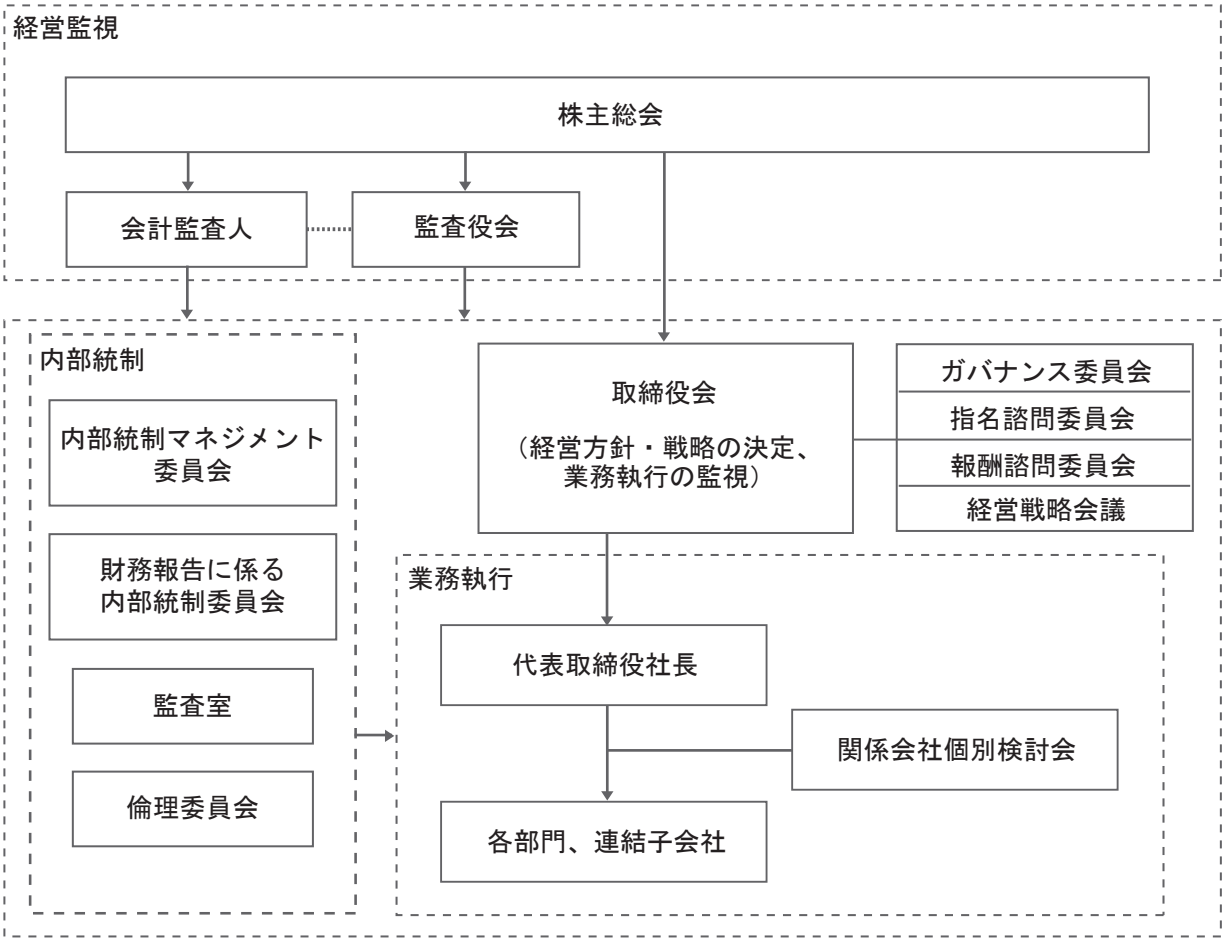
経営監視
株主総会
会計監査人
監査役会
内部統制
内部統制マネジメント委員会
財務報告に係る内部統制委員会
監査室
倫理委員会
取締役会
（経営方針・戦略の決定、業務執行の監視）
ガバナンス委員会
指名諮問委員会
報酬諮問委員会
経営戦略会議
業務執行
代表取締役社長
関係会社個別検討会
各部門、連結子会社

適時開示に係る社内体制

